

答 申

審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書を一部開示とした決定は妥当である。

理 由

第1 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成 20 年 3 月 11 日、北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、処分庁に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

『平成 19 年 11 月 27 日の〇〇新聞朝刊北九州版で、「文書誤開示正しい文書は廃棄」等タイトルでの記事が載った。情報公開条例に基づく、〇〇中学校の 04 年 7 月 27 日の機械警備記録の開示請求に対して、05 年 7 月 27 日分を北九州市教育委員会が誤って公開したというものであった。

ミスが起きた平成 17 年当時、市教委が、機械警備会社から取り寄せた F A X 送信表も含めた〇〇中学校の機械警備記録のすべての開示を求める。』

- 2 処分庁は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成 20 年 5 月 9 日付で、行政文書の一部について開示を行わない旨の決定（平成 20 年 5 月 9 日付北九教学教第 142 号。以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、行政文書一部開示決定通知書を平成 20 年 5 月 16 日に受領した。
- 3 審査請求人は、平成 20 年 5 月 27 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して審査請求を行った。

第2 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) F A X送信表は、処分庁と警備会社との契約関係上、処分庁の要請によって〇〇中学校校長に送信されたものである。普通、F A X送信する場合、F A X送信表を作成する。そこには、手紙の表書き以上の情報、送信先、送信元担当部署、担当者、何のために送信するかなどの理由、メッセージが記載され、その内容で分類、保管されており、F A X送信表を廃棄することはない。F A X送信表は機械警備記録本体に添付されていたのであり、この点からも、開示請求対象文書と解される。F A X送信表が無ければ、どこから何のために誰にどのような要件で送信されてきたか判別できず、F A X送信表が組織的に活用されているのは常識である。
- (2) 非公式には、教育委員会事務局教職員課（以下「教職員課」という。）係長と警備会社からそれぞれF A X送信表をもらっている。ただ、後者は年度の記載があり、前者はなく記載内容が異なっている。公の場で、オーソライズしたものとして、開示請求の手續として入手したい。
- (3) 今回は、F A X送信表に年度等が記載されているかが争いになっているのであり、積極的に開示することは、情報公開の精神にかなうものである。
- (4) 本件の場合、処分庁の誤開示事件に係るF A X送信表である。処分庁は、開示する責務が発生しているといわざるを得ない。
- (5) 請求に係る機械警備記録を所管の教育委員会事務局施設課ではなく、教職員課の職員が中学校から取り寄せるのは違法であり、違法に入手した行政文書を、所管課に成りすまし、開示するのも違法である。

第3 審査請求に対する処分庁の説明要旨

処分庁が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

- 1 北九州市人事委員会の不服申立事案（以下「人事委員会不服申立事案」という。）において、平成17年度当時、〇〇中学校が保有する行政文書が外部に流出している疑いがあったため、〇〇中学校校長に保管状況等の確認を依頼した。東谷中学校校長は、校内での書類の保管状況を確認するとともに、勤務時間外における門扉等の解錠・施錠状況を確認するため、警備会社からFAXで機械警備記録を取り寄せた。FAX送信表は、この機械警備記録に添付されたものである。
- 2 〇〇中学校校長は、教職員課に機械警備記録と添付されていたFAX送信表を持参し、対応等について協議した。機械警備記録は、協議後、教職員課において、人事委員会不服申立事案の証拠資料として保有していた。
- 3 FAX送信表は、〇〇中学校校長が機械警備記録とともに教職員課に持参したものであるが、①宛先や発信元などの便宜的な記載以外に何ら実質的な内容の記載がないこと、②教職員課と〇〇中学校校長との協議の際にも使用していないこと、③他の職員が職務上利用することはないこと、などから、通常であれば即時に廃棄して何ら構わない文書を、担当職員がたまたま廃棄せずに保有するに至ったに過ぎないものであり、条例第2条第2号に規定する行政文書には該当しない。
- 4 以上のとおり、審査請求人の情報公開請求に適切に対応しており、本件処分は妥当なものである。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

- (1) 本件行政文書は、平成17年に教育委員会が警備会社から取り寄せたFAX送信表も含めた〇〇中学校の機械警備記録のすべてであり、次の文書が開示されている。

「〇〇中学校の機械警備記録 2005年4月1日～11月9日分」（以下「本件警備記録」という。）

- (2) 本件行政文書のうち、FAX送信表（以下「本件送信表」という。）については、組織としての利用をしていないため、条例第2条第2号に規定する行政文書に該当しないという理由で不存在としている。

2 本件事案の争点

本件審査請求における争点は、本件送信表が条例第2条第2号に規定する行政文書に該当するか否かである。

3 本件送信表の行政文書該当性についての判断

(1) 行政文書の定義

条例第2条第2号は、開示請求の対象となる行政文書について、「実施機関の職員（地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義し、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」（以下「組織共用文書」という。）であることを行政文書の該当要件としている。

そして、この組織共用文書とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして利用し、又は保存されている状態のものを意味する。職員が単独で作成し、又は取得した文書等であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、複数の職員による組織としての利用を予定していないものなどは該当しないと解されており、具体的に組織共用文書に該当するか否かは、当該文書等の作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して判断を行うこととなる。

このような規定の趣旨に従い、以下のとおり検討することとする。

(2) 行政文書該当性判断

ア 本件送信表は、人事委員会不服申立事案に関して、〇〇中学校の勤務時間外における門扉等の解錠・施錠状況を確認するため、同校校長が同校教頭を通じて、〇〇（以下「警備会社」という。）からFAXで本件警備記録を取り寄せた際に一緒に添付されていた送り状である。その後、本件警備記録とともに教職員課に提出され、本件警備記録とは別に教職員課担当職員において保管されていたものである。この本件送信表は、「実施機関の職員が取得し保有している文書」ではあるが、条例第2条第2号に規定する行政文書であるためには、更に組織共用文書であることを要する。

イ FAX送信表は、送信する書類の1枚目に添付される送り状のことであり、送信先、発信元、送信書類の内容などが記載されるのが一般的である。送信書類の補助的書類であり、通常は送信書類そのものがあれば足りると思われる。

るが、中にはFAX送信表に送信書類に係る重要な説明などが記載され、送信書類と一体のものとして組織的に利用され管理される場合が想定されないわけではない。受け取った側にとって必要な情報が存在するか否かで、FAX送信表を利用するか否か、保管するか否かといった取扱いも変わってくる。

ウ 当審査会が本件送信表を見分したところ、平成17年11月9日送信分(10/1～11/9の機械警備記録分)と同年11月10日送信分(4/1～9/30の機械警備記録分)の2件あり、次のような定例的な内容が記載されていた。

- ・ タイトル (FAX送信のご案内)、送信日、送付枚数
- ・ 発信元である警備会社の会社名、住所、電話番号、FAX番号、担当者名
- ・ 送信先である〇〇中学校のFAX番号、担当者名
- ・ 要件 (〇/〇～〇/〇 着信記録)
- ・ 送付文 (定型的文章)

エ また、本件警備記録には、受信したFAX機器によって、本件送信表と同様に、送信元、送信日時、ページ数(〇枚中〇枚目)などが印字されており、本件送付表がなくても本件送信表記載の主要な情報が確認できる。

オ このような本件送信表の取得の経緯やその性格、記載内容などから判断すると、本件送付表は、教職員課と〇〇中学校校長との協議の際を含め、業務上利用されたことはないとの処分庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、処分庁の主張は是認できる。

カ また、本件送信表は、前記アのとおり、本件警備記録とともに教職員課に提出され保管されている文書であるが、本件警備記録が人事委員会不服申立事案の証拠書類として組織的に利用・保管されているのに対して、担当者の個人的資料として保管されているものである。

キ 以上のことから、本件送信表の取得の状況、利用の状況、保管の状況などを総合的に考慮すると、本件送信表は、組織共用文書と認めることは困難であると言わざるを得ない。

したがって、本件送信表は、条例第2条第2号に規定する行政文書には該当しない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審査会の開示不開示の

判断を左右するものではない。

5 審査会会長の回避について

中野会長から、審査請求人と利害関係があるので、本件事案の審査に加わることを回避したいと申出があり、審査会としても、審査の公正・中立性に疑義を受けないようにという申出の趣旨を尊重し、審査会委員の総意により、この申出を認めた。

したがって、同会長は、本件事案の審査には関与していない。

6 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

以上